

「福岡県物産観光展示室及び附属施設管理運営業務」企画提案公募実施要領

福岡県では、福岡県物産観光展示室及び附属施設の管理運営業務の委託事業者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 委託業務の目的

物産観光展示室及び附属施設の施設機能を最大限活用し、本県物産観光の魅力を効果的に発信することにより、本県物産観光への理解促進を図る。

2 施設の概要

(1) 名称

福岡県物産観光展示室（福岡よかもんひろば）

(2) 所在地

福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁11階

(3) 施設概要

ア 概要

- ・開館時間（原則）：8時30分～17時15分
- ・休館日（原則）：土曜、日曜、祝日、年末年始
- ・総面積：約950㎡（南棟430㎡、北棟430㎡、カフェ92㎡）

イ 施設概要

① 南棟展示室

施設	機能
① てしごとんねる	伝統工芸品の常設展示、ハンズオン展示、デジタルフォトフレームの設置。
② 博多織タペストリー 展示コーナー	県の5大祭を絵柄とし、特注の手織機により制作されたタペストリーを展示。
③ 情報コーナー	県政情報の発信、観光のポスター・パンフレットの配架、展望解説台の設置。
④ 企画展示コーナー	市町村の魅力や県の取組み、県産品等の企画展示コーナー。

② 北棟ラウンジ

施設	機能
⑤ ミーティングスペース	大川インテリア等に触れながら休憩や打ち合わせを行うスペース。
⑥ 親子スペース	親子連れでもくつろげるスペース。
⑦ ミニステージ	様々な用途に利用できるステージ。
⑧ 多目的ルーム	会議、セミナー、ワークショップ等に利用できるルーム。 約40人収容。
⑨ よかもんカフェ	博多湾を望む景色を眺めながら飲食ができるカフェ、物販コーナー。客席約40席。

ウ 附帯施設

以下の附帯施設についても、物産観光展示室の機能を補完する施設として管理運営の対象となる。

- ①県庁1階ロビーショーケース（ショーケース3基及び展示什器）
- ②九州国立博物館ショーケース（ショーケース2基）
- ③福岡空港国際観光案内所（ショーケース1基）
- ④県庁地下1階展示コーナー（食堂前展示スペース ショーケース1基）
- ⑤福岡県アンテナレストランショーケース（東京都千代田区）
（ディスプレイ棚2台、エントランス棚1台、物産展示販売スペース展示棚1台）

エ 物産観光展示室来場者数

- ・令和3年度 89,148人
- ・令和4年度 105,179人
- ・令和5年度 76,240人（11月末現在）

オ よかもんカフェ来場者数（レジ精算者）

- ・令和3年度 21,390人
- ・令和4年度 23,037人
- ・令和5年度 16,205人（11月末現在）

3 委託業務の内容

（1）業務名

福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務

（2）業務内容

以下の業務を行う。詳細は別紙「福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務委託仕様書」のとおり。

- ①物産観光展示室の管理運営に関する業務
- ②附帯施設の管理運営に関する業務
- ③その他の業務

（3）委託契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

契約期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、契約を解除することがある。

4 委託料等

（1）管理運営費

県が支払う委託料は、毎年度予算の範囲内で支払う。今回の提案にかかる単年度委託料上限額は、36,921千円（税込）とし、消費税は委託契約の期間中一定（10%）と仮定する。

※本契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって、令和6年4月1日を目途に確定し、契約する。

（2）支払方法

県が業務受託者に委託料として支払う。金額は、毎年度予算の範囲内で協議し、契約を締結した後に、半期ごとに支払う。ただし、仕様書に定めるとおり、来館者数目標の達成状況に応じて、

精算を行う。

(3) 事業収入

物産観光展示室において実施するカフェ等の業務で得られた収入は、原則として業務受託者の収入とする。

5 公募参加資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件)を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合があります。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

6 企画提案公募スケジュール(予定)

令和6年1月23日	実施公告
1月26日	説明会参加申込期限
1月30日	説明会
2月1日	質問書受付期限
2月13日	企画提案書提出期限
2月中旬	一次審査(書面審査)
2月下旬	最終審査(選定委員会:プレゼンテーション)
3月上旬	審査結果通知
4月1日	契約締結

7 事業説明会の開催

(1) 日時・場所

令和6年1月30日（火曜日）15時00分～16時00分
福岡県庁地下1階 商工部会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

(2) 参加申込方法

- ① 申込締切：令和6年1月26日（金曜日）17時00分（必着）
- ② 申込先：下記「16 申請書類の提出先及び問い合わせ先」
- ③ 申込方法：電子メール ※電話にて受信の確認をすること
- ④ 提出書類：「説明会参加申込書（様式第1号）」

(3) 留意事項

- ① 参加人員は各法人及び団体等2名までとする。
- ② 説明会に参加しない場合でも、企画提案公募への参加は可能である。

8 企画提案公募に関する質問

- (1) 受付期間：令和6年1月23日（火曜日）から令和6年2月1日（木曜日）17時00分
- (2) 提出方法：「企画提案公募質問票（様式第2号）」を下記「16 申請書類の提出先及び問い合わせ先」あてに電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法：質問者には電子メールにより回答し、回答内容は福岡県ホームページで公表する。

9 企画書等の提出

(1) 提出資料

下記アからクを1セットとし、これを「企画書」と呼ぶ。なお、書類作成の基準日は令和6年2月1日現在とし、本要領中の参考「提出資料の作成イメージ」を参照し作成すること。

提出部数は、企画書（ア～ク）を1部（正本、押印不要）、企画書のうちイ～キ（副本）を10部とする。

ア 企画提案公募申請書（様式第3号）

イ 会社概要（様式第4号）

- ・会社概要補足資料（任意、パンフレット等で可）

ウ グループ構成表（様式第5号）

エ 企画提案書（様式第6号）

オ 収支計画書（様式第7号）

カ 年間計画書（様式第8号）

キ 類似・関連事業実績一覧表（様式第9号）

- ・類似・関連事業実績補足資料（様式任意、A4で3枚まで）

ク その他書類

- ・役員名簿（様式第10号）
- ・定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ・登記事項証明書
- ・印鑑証明書
- ・過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（業務の内容、経営の状況を明らかにする書類）

- ・法人等の事業計画書及び収支予算書(申請書提出日の属する年度)
- ・県税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 委任状(様式第11号)

コ 参加辞退届(様式第12号) ※参加申込後、辞退する場合のみ提出

(2) 提出方法

- ① 提出期限：令和6年2月13日(火曜日) 17時00分まで(必着)
- ② 提出先：下記「16 申請書類の提出先及び問い合わせ先」
- ③ 提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合は、到着確認が可能な方法で郵送すること。

(3) 作成にあたっての留意点

- ・企画提案公募に係る様式及び参考資料は福岡県ホームページ(下記 URL 参照)よりダウンロードできる。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/bid-info/r5yokamon-hiroba.html>

- ・企画書(提出資料)の作成にあたっては、仕様書を熟読の上遵守し、下記資料を参考にすること。

<参考資料>

- 1 福岡県物産観光展示室 レイアウト図
- 2 福岡県物産観光展示室 図面
- 3 県庁11階物産観光展示室における外部企画事業実施要綱
- 4 県庁11階物産観光展示室使用許可申請書
- 5 企画提案書審査基準

- ・応募する企画書(ア〜ク)は1案に限る
- ・提出後の企画書の内容変更は認めない。
- ・企画書等の著作権は、その提案者に帰属する(企画書の概要等について福岡県が公表する場合あり)。なお、企画書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 委託事業者の選定について

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定する。

(1) 一次審査(書面審査)

提案者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行う。以下の要件を満たす企画については、一次審査を通過したものとする。

- ① 福岡県物産観光展示室管理運営業務委託公募実施要領 に規定する要件
- ② 福岡県物産観光展示室管理運営業務委託仕様書 に規定する要件
- ③ 企画の妥当性(事業の目的と企画が合致していること)

※応募多数の場合は、企画提案書審査基準(参考資料5)の審査項目1(運営体制)及び3(収支計画・経費の妥当性)に基づき事務局において審査を行い、上位5事業者の企画について一次審査を通過したものとする。

一次審査可否通知：令和6年2月中旬予定

(2) 最終審査(選定委員会：プレゼンテーション)

- ① 審査者
選定委員会を設置する。

② 審査手順

書面審査を通過した提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。最も優れた提案を行った提案者を優先交渉権者とし、次に優れた提案を行った提案者を次点交渉権者とする。

※プレゼンテーションの日程については、令和6年2月下旬に福岡県庁での開催を予定しているが、詳細な場所や時間帯を含め、提案者には改めて連絡するものとする。

③ 審査基準

企画提案書審査基準（参考資料5）のとおり。

(3) 提案者が1社又はいない場合の取り扱い

提案者が1社のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(4) 最終審査結果の通知及び公開

採択・不採択に関わらず最終審査参加者全員に書面により通知する。併せて、最優秀提案者はその法人名又は個人名を福岡県ホームページにて公表する。

最終審査可否通知：令和6年3月上旬予定

11 契約の締結等

- (1) 上記選定手順により選定された提案者を契約締結候補者として委託契約に関して必要な協議を行い、協議が合意に至った場合は、本委託契約の契約手続きを行う。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。最高得点の提案者であっても、最低基準に満たない場合、選定されない場合がある。

- (2) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

- (3) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付すること。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外となる。

12 契約の取り消し等

業務受託者が必要な指示に従わないとき、その他業務受託者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがある。契約の取り消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとする。

13 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、業務受託者は物産観光展示室等の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで契約書に定める。

- ① 管理運営業務の実施状況
- ② 物産観光展示室の利用状況
- ③ 管理経費及び収入の実績

14 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、業務受託者に物産観光展示室の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、業務受託者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、業務受託者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合がある。

15 その他留意事項

(1) 企画提案に要する一切の費用は、企画提案公募に参加する者の負担とする。

(2) 提出された企画書等は返却しない。

(3) 企画提案公募の参加により、福岡県から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。

(4) 応募にあたっては、提示する資料を熟知しておくこと。

(5) 提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「5 公募参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
- ② 提出期限内に企画書の提出がされなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ⑤ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

(6) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものであり、提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

(7) 本企画提案公募は、令和6年度当初予算の成立を前提として実施しているため、予算が成立しなかった場合には、委託業務の変更（中止）を行うことがある。なお、この場合、提案者の損害は補償しない。

16 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部観光政策課物産振興係（行政棟 北棟7階）

TEL：092-643-3454、FAX：092-643-3431

E-mail：kanko@pref.fukuoka.lg.jp

(参考)

提出書類の作成イメージ (提出ファイルの綴じ方)

